2012年6月21日

北海道大学学長
佐伯　浩　　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　　神沼　公三郎

大幅な賃金不利益変更に関する団体交渉の申し入れ

2012年6月18日に総務企画部長から説明を受けたところによると、北海道大学は同年8月1日より北大教職員の賃金を平均 7.8%減額する方針とのことです。しかし総務企画部長は、その減額方針の基礎になる合理的理由を全く示しませんでした。

今回の不利益変更は、労働契約法第 10 条の規定のなかで特に合理的理由が成立するかどうかが焦点です。その点を明らかにするために、すみやかに団体交渉の場を設けて貴職と議論することを要求いたします。合理的理由が存すると判断できない限り、北大教職員組合は今回の不利益変更に反対いたします。

なお、北大教職員組合は以前から、団体交渉の申し入れは北大側から行うことがあるのも当然であると主張してきましたが、北大は、団体交渉は必ず組合から申し入れるものと頑迷に主張し続けてきました。こうした北大の態度について、2010年10月、北海道労働委員会における審問（注）の場で参与委員（北海道労働委員会委員）が「全然理解できないですね。」と厳しく批判しています。

今回は、かつてない大幅な賃金減額を北大が実施しようという事態であるため、北大側から交渉を申し入れてしかるべきであり、上記6月 18 日の説明会で組合はその旨を要求しましたが、総務企画部長は理由もなく拒否しました。この事態は、団体交渉に関する北大の姿勢に誠意がないことをよくあらわしています。

（注）平成22年道委不第6号、北海道大学不当労働行為事件第1回審問（2010年10月27日）